

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	障害児通所給付費等の通所給付決定の申請	
根拠法令・条項	<支給決定> 児童福祉法 第21条の5の6 児童福祉法 第21条の5の7 児童福祉法施行規則 第18条の6 児童福祉法施行規則 第18条の10	
所 管 課	各区保健福祉総合福祉センター 地域福祉課 各区保健センター(美原区は地域福祉課のみで所管)	
審 査 基 準	申請のあった障害児の心身の状態や、介護を行う者の状況及び当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。 支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況 ②当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況 ③当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況 ④当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況 ⑤当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 ⑥当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 ⑧当該申請に係る障害児の置かれている環境 ⑨当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況	
標準処理期間	標準処理期間	45 日
	標準処理期間を設定できない理由	